

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第二十七条の九第五項（同条第九項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の十七第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第八十八条第二項並びに流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令の一部改正）

第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成十九年政令第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「）又は」を「）、第二十七条の九第三項（同条第九項において準用する場合を含む。））、第二十七条の十七第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）又は」に、「地域公共交通再編実施計画」を「地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画」に改める。

（道路運送法施行令の一部改正）

第二条 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第三十三号を第三十四号とし、第十四号から第三十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 法第二十条第二号の規定による権限

第五条第一項中「及び法」を「、法」に改め、「命令」の下に「及び法第九十一条の二第一項の規定による通知」を加える。

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正）

第三条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）の一部

を次のように改正する。

第一条第一項中「第二条第十六号ホ」を「第二条第十七号ホ」に改め、同条第二項中「第二条第十六号チ」を「第二条第十七号チ」に改める。

第五条第二項中「第八項」を「第十項」に、「第五条第三項」を「第五条第四項」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「貨客運送効率化事業又は」を加える。

第六条中「第五条第三項」を「第五条第四項」に改める。

第七条第一項中「第八項」を「第十項」に、「第四条第七項（法第五条第三項）を「第四条第八項、第九項及び第十二項（これらの規定を法第五条第四項）に、「次項において同じ。」を「」並びに第五条第三項」に改め、同条第二項中「第八項」を「第十項」に、「第四条第七項」を「第四条第八項（法第五条第四項において準用する場合を含む。）」に、「第四条第九項及び第十項」を「第四条第十項及び第十三項」に、「第五条第三項」を「第五条第四項」に改め、同条第三項及び第四項中「第八項」を「第十項」に改める。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第四条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第七項の表の上欄中「第二十七条の六第七項」を「第二十七条の二十第七項」に改める。

（全国新幹線鉄道整備法施行令の一部改正）

第五条 全国新幹線鉄道整備法施行令（昭和四十五年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第八項第二号中「第十号」を「第十一号」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正）

第六条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ハ中「第二条第十六号」を「第二条第十七号」に改める。

附 則

この政令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。

理由

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、軌道事業の特許を要する地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画及び地域公共交通利便増進実施計画の認定の申請手続を定める等地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。